

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月15日

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 倉 能 文

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月11日開催の取締役会において、会社分割（簡易新設分割）により子会社を設立して持株会社体制に移行する方針及びその準備作業を開始することを決定し、同日付でこれを公表しておりましたが、平成26年10月15日開催の取締役会において、新たに会社分割（簡易新設分割）を行って大和自動車交通ハイヤー株式会社を設立し、同社に当社のハイヤー事業を承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本新設分割の目的

本会社分割は、平成25年9月11日付臨時報告書で公表いたしました、持株会社体制へ移行する目的に基づいて実施するものです。

(2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容

本新設分割の方法

当社を分割会社とし、大和自動車交通ハイヤー株式会社を新設会社（承継会社）とする分社型新設分割（簡易新設分割）といたします。

当社に割り当てられる新設分割株式会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設会社は本会社分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当て、当社の完全子会社になります。

また、本会社分割による当社の資本金の減少はありません。

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

平成25年9月11日 取締役会決議（会社分割を行なう事）

平成26年10月15日 分割計画書承認取締役会決議

平成27年4月1日（予定）会社分割の効力発生日

関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、上記スケジュール通りに進まない可能性があります。

ロ その他の本新設分割の内容

当社が平成26年10月15日開催の取締役会にて決議しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

大和自動車交通ハイヤー株式会社は、本会社分割に際してそれぞれ普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てる為、算定しておりません。

(4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大和自動車交通ハイヤー株式会社
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目18番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 下田 浩介
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	607百万円
事業の内容	一般乗用旅客自動車運送事業